三井住友信託ビジネスダイレクト利用規定(外為、時価評価編)

適用日 2021年5月17日

I. 外為、時価評価 共通事項

第1条 サービス内容

三井住友信託ビジネスダイレクト(外為、時価評価)(以下「本サービス」といいます)とは、本サービスの契約者 (以下「契約者」といいます)が、三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます)との間で、パーソナルコン ピュータ等のインターネットに接続可能な端末機(以下「端末」といいます)を操作し、次の取引を行うことができるサー ビスをいいます。このうち、(1)~(4)を三井住友信託ビジネスダイレクト(外為)といいます。

- (1) 仕向外国送金サービス
 - ① 仕向外国送金依頼
 - ② 計算書照会
- (2)被仕向外国送金サービス
 - ① 被仕向外国送金到着案内
 - ② 被仕向外国送金入金依頼
 - ③ 計算書照会
- (3) 為替予約サービス
 - ① 為替予約残高明細照会
 - ② 為替予約締結明細照会・電子コンファーム
- (4) 外貨預金サービス
 - ① 外貨預金入出金明細照会
 - ② 外貨預金振替
- (5) 時価評価
 - ① 金利デリバティブ時価評価
 - ② 為替予約時価評価
 - ③ 通貨オプション時価評価

第2条 規定の準用

- (1) 本規定に定めのない事項は、「三井住友信託ビジネスダイレクト利用規定(共通編)」、外国送金取引規定、 外貨普通預金規定(法人用)、外貨当座預金規定(法人用)、別に締結している銀行取引約定書、先物 外国為替取引約定書等関係する約定書により取り扱います。
- (2) これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第3条 利用申込要件

本サービスの利用申込者は次のすべてに該当する方とします。ただし、審査の結果、申込のご希望に添えないこともあります。この場合、当社に異議を述べることはできません。

- ① 法人
- ② 当社国内本支店に、円貨の普通預金または当座勘定を保有している方
- ③ 電子メールアドレスを保有している方

第4条 サービス利用者数の制限

- (1) 本サービスにおいては、「マスターユーザ」、「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」の3種類のユーザ(以下、総称して「利用者」といいます)を、三井住友信託ビジネスダイレクトの他のサービスの利用者と合わせて最大100名まで登録することができます。
- (2) 前項にかかわらず、外為のサービスの利用者として登録できる者は最大 20 名とします。

Ⅱ. 外為

第1条 仕向外国送金サービス

1. サービス内容

仕向外国送金サービスとは、契約者からの端末の操作を通じて、以下の機能を提供するサービスです。

(1) 仕向外国送金依頼受付

契約者は、当社宛てに契約者が指定する決済方法による仕向外国送金の依頼を行うことができます。

(2) 計算書照会

契約者は、仕向外国送金に付随する計算書を照会することができます。

- 2. 対象取引
- (1) 外国仕向送金取引
- (2) 国内にある当社の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- (3) 居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます)第6条第1項第5号に規定する居住者をいいます)と非居住者(外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいいます)との間または非居住者同士の間における国内にある当社の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引

(ただし、小切手による送金は仕向外国送金サービスでは受け付けておりません。)

3. 送金の受付

送金取引は、本サービス内の仕向外国送金サービスの外国送金の依頼を登録する画面において、契約者が必要事項を入力し、確認画面において内容が正しいことを確認した後、本サービスの利用方法に則って当社に伝達するものとします。当社が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとします。

4. 送金内容変更 · 取消依頼

契約者は、本サービスから申込を行った外国送金の依頼につき当社受付後に内容変更・取消を行う場合、当社の担当窓口に対し営業時間内に電話により取消依頼を行った上で、再度外国送金依頼登録画面により依頼するものとします。なお、取消依頼ご連絡の時刻、新規作成分の登録ご依頼時刻によっては受け付けられない場合もありますので予めご了承ください。

5. 取引内容の照会

契約者は、本サービスからお申込を行った送金依頼について、受取人に送金資金が支払われていない場合など取引内容について疑義のあるときは、すみやかに当社の担当窓口に照会してください。この場合には、当社は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を契約者に報告します。

- 6. 自動引落口座の取扱い
- (1) 仕向外国送金サービスを利用するにあたり外国送金の送金代り金引落とし口座(以下「自動引落口座」といいます)が開設されていない場合は、別途当社営業店部を通じ事前に開設を行う必要があります。また、別途口座自動引落依頼書等により、自動引落口座に対して自動引落の設定を行う必要があります。
- (2) 外国送金依頼登録を実行する場合、契約者は事前に外国送金金額および外国為替手数料に充当するに十分な金額を自動引落口座に準備しておくものとします。
- (3)契約者が外国送金依頼で指定した通貨と自動引落口座の通貨が異なる場合、当社の計算実行時における所 定の為替相場により換算のうえ、自動引落口座から引き落とします。
- (4) 残高不足等により送金指定日に自動引落口座から引落が行われなかった場合、当社は外国送金取引を実行 する義務を負いません。また、その場合、事前の予告なしにシステム上の送金依頼データを取り消す場合がありま す。
- 7. 仕向送金計算書

仕向送金計算書については、仕向外国送金サービス内の決済明細画面によりご取得いただきます。(別途「仕向送金計算書」はご提供致しません。)

第2条 被仕向外国送金サービス

1. サービス内容

被仕向外国送金サービスとは、契約者による端末の操作を通じて、以下の機能を提供するサービスです。

(1)被仕向外国送金到着案内

契約者は、自己宛ての被仕向外国送金の到着案内を照会できます。

(2)被仕向外国送金入金依頼

契約者は、当社宛てに契約者が指定する決済方法による被仕向外国送金の指定口座への入金依頼を行うことができます。

(3) 計算書照会

契約者は、被仕向外国送金に付随する計算書を照会することができます。

2. 対象取引

- (1) 国外の口座から契約者の口座に向けた送金
- (2) 国内の口座から契約者の口座に向けた外貨建送金
- (3)居住者と非居住者との間または非居住者同士の間における国内の口座から契約者の口座に向けた円貨建送金取引

(ただし、小切手による送金の受領は本サービスでは受け付けていません。)

3. 送金の受付

被仕向送金取引は、被仕向外国送金サービス内の入金を依頼する画面において契約者が必要事項を入力し、確認 画面において内容が正しいことを確認した後、本サービスの利用方法に則って当社に伝達するものとします。当社が伝 達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとします。

4. 送金内容変更・取消依頼

契約者は、本サービスにより申込を行った被仕向送金入金依頼につき当社受付後に内容変更・取消を行う場合、当社の担当窓口に対し所定の時間内に電話により取消依頼を行った上で、再度本サービス内の入金を依頼する画面により依頼するものとします。

5. 入金処理

入金希望日当日付の入金を行うために、契約者は当社所定の時刻までに本サービス内において承認処理を実行する必要があります。また、入金日当日の当社公示仲値を用いた為替取引実行のために、契約者は入金日の当社所定の時刻までに本サービス内において承認処理を実行する必要があります。その他個別の入金情報の内容により、本サービスを通じた送金取引を契約者に提供しない場合があります。

6. 取引内容の照会

契約者は、本サービスにより申込を行った被仕向送金の入金依頼について、入金予定の口座に入金がなされていない場合など取引内容について疑義のあるときは、すみやかに当社の担当窓口に照会してください。この場合には、当社は入金処理状況などについて調査の上、結果を契約者に報告します。

7. 自動引落口座の取扱い

- (1)被仕向外国送金サービスを利用するにあたり被仕向送金手数料の引落しのための口座が開設されていない場合は、当社営業店部を通じ事前に開設の上、自動引落依頼書等により、口座に対して自動引落の設定を行う必要があります。(以下、当該口座を「自動引落口座」といいます。)
- (2) 被仕向送金入金依頼を実行する場合、契約者は事前に取り決めた手数料引落指定日までに被仕向送金手数料に充当するに十分な金額を自動引落口座に準備しておくものとします。
- (3) 残高不足等により手数料引落指定日に自動引落口座から被仕向送金手数料等の引落が行われなかった場合、当社は被仕向送金取引を実行する義務を負いません。また、その場合、事前の予告なしにシステム上の被仕向送金入金処理を取り消す場合があります。

8. 被仕向送金計算書

被仕向送金計算書については、被仕向外国送金サービス内の入金明細画面によりご取得頂く取扱いとします。(別途「被仕向送金計算書」はご提供致しません。)

第3条 外貨預金サービス

1. サービス内容

外貨預金サービスとは、契約者による端末の操作を通じて、以下の機能を提供するサービスです。

(1) 外貨預金入出金明細照会

契約者は、外貨普通預金口座および外貨当座預金口座の残高、入出金明細を照会することができます。

(2) 外貨預金振替

契約者は、あらかじめ届け出た契約者名義の円貨預金口座と外貨普通預金口座または外貨当座預金口座との間で、通貨交換を伴う預金振替を行うことができます。なお、外貨預金口座間での預金振替はできません。

2. 外貨預金入出金明細照会

(1) 外貨預金サービス上の入出金明細内容は、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。契約者が、外貨預金サービス上で提供する取引内容・残高のみに基づいて取引上の

決定をし、またはその他の行為を選択し、その結果契約者に損害が発生した場合、当社はこれに対して一切責任 を負いません。

(2) 外貨預金取引に内容の変更があった場合、当社は既に外貨預金サービスにて提供した情報について訂正または 取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。また、これにより契約者に生じた 損害については、当社は一切責任を負いません。最終的な取引内容については計算書等により確認してください。

3. 外貨預金振替の受付

外貨預金振替取引は、外貨預金振替サービス内の振替指示画面において契約者が必要事項を入力し、確認画面において内容が正しいことを確認した後、本サービスの利用方法に則って当社に伝達するものとします。当社が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとします。

4. 振替内容変更 · 取消依頼

本サービスを利用する場合は、原則として、確定した依頼内容の取り消し、変更はできません。契約者は、止むを得ず本サービスから申込を行った外貨預金振替依頼につき当社受付後に内容変更・取消を行う必要がある場合、当社の担当窓口に対し所定の時間内に電話により取消依頼を行った上で、再度本サービス内の振替指示画面により依頼するものとします。なお、取消依頼ご連絡の時刻、新規のご依頼時刻によっては受け付けられない場合もありますので予めご了承ください。

5. 取引内容の照会

契約者は、本サービスからお申込を行った振替処理について、振替が正しく行われていない場合など取引内容について 疑義のあるときは、すみやかに当社の担当窓口に照会してください。この場合には、当社は、関係銀行に照会するなどの 調査をし、その結果を契約者に報告します。この照会がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に 責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

6. 自動引落口座の取扱い

- (1) 外貨預金振替サービスを利用するにあたり振替の代り金引落とし口座(以下「自動引落口座」といいます)が開設されていない場合は、別途当社営業店部を通じ事前に開設を行う必要があります。また、別途口座自動引落依頼書等により、自動引落口座に対して自動引落の設定を行う必要があります。
- (2) 外貨預金振替を実行する場合、契約者は事前に十分な金額を自動引落口座に準備しておくものとします。
- (3) 外貨預金振替では当社にて振替金額を計算のうえ、自動引落口座から引き落とします。
- (4) 残高不足等により振替指定日に自動引落口座から引落が行われなかった場合、当社は外貨預金振替取引を 実行する義務を負いません。また、その場合、事前の予告なしにシステム上の振替依頼データを取り消す場合があ ります。口座の残高不足など預金者の責めに帰すべき事由により、成立しなかったときは、当社に生じた損害の賠 償を請求することがあります。

第4条 為替予約サービス

1. サービス内容

為替予約サービスとは、契約者からの端末の操作を通じて、以下の機能を提供するサービスです。

(1) 為替予約残高明細照会

契約者は、当社と締結した為替予約取引の残高明細を照会することができます。

(2) 為替予約締結明細照会・電子コンファーム

契約者は、当社と締結した為替予約取引の締結明細を照会することができます。また、照会結果の画面上で先物外国為替取引約定書等に基づく先物外国為替の各取引内容の確認(電子コンファーム)を行うことができます。

2. 取引内容確認(電子コンファーム)

(1)確認の受付

契約者は、本サービスの利用方法に則って取引内容を確認した旨を当社に伝達するものとことにします。当社が伝達された内容を確認した時点で確認の手続が確定したものとします。原則として確定した取引の取り消し、変更はできません。

(2) 他の確認方法との関係

本サービスにおいて電子コンファームを利用する場合、書面・電文等その他の手段による確認方法と併用する事は出来ません。

- 3. 為替予約残高明細情報、締結明細情報の取扱い
- (1) 為替予約サービス上の各種明細内容は、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。契約者が、為替予約サービス上で提供する取引内容・残高のみに基づいて取引上の決定をし、またはその他の行為を選択し、その結果契約者に損害が発生した場合、当社はこれに対して一切責任を

負いません。

- (2) 為替予約取引の内容に変更があった場合、当社は既に為替予約サービス上にて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。また、これにより契約者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。最終的な取引内容については計算書等により確認してください。
- 4. 決済方法としての為替予約の指定

仕向外国送金サービス・被仕向外国送金サービスまたは外貨預金振替において、それぞれ送金・入金または振替に充当する資金の決済方法として為替予約を指定する場合、為替予約残高明細情報を表示の上、当該決済に利用する取引を選択することができます。

皿. 時価評価

第1条 時価評価サービス

1. サービス内容

時価評価サービスは、契約者からの端末の操作を通じて、当社と締結した各種取引に関する時価評価額を提供するサービスです。

- (1)為替予約取引時価評価
 - 当社と締結した為替予約取引に関する月末時点の時価評価額を直近1年間分提供します。
- (2)通貨オプション取引時価評価 当社と締結した通貨オプション取引に関する前月末時点の時価評価額を提供します。
- (3) 金利デリバティブ取引時価評価 当社と締結した金利デリバティブ取引に関する前月末時点の時価評価額を提供します。
- 2. 時価評価額
- (1) 時価評価サービス上で提供する時価評価額は、当社がリスク管理等で利用する評価式により算出された理論値を基準にしているため、実際に取引を行う場合の価格等とは一致しない場合があります。
- (2) 契約者が、時価評価サービス上で提供する時価を信頼し、またはこれに基づいて取引上の決定をし、またはその他の行為を選択し、その結果契約者に損害が発生した場合においても、当社はこれに対して一切責任を負いません。
- (3) 時価評価サービス上で提供する時価評価額算出の根拠となる評価式は、将来その時点における市場慣行等を考慮して予告なしに変更することがあります。また、表示項目および表示内容は予告なしに変更することがあります。
- (4)時価評価サービス上で提供する時価評価額と、別途契約者に送付される先物予約残高および時価評価のお知らせ(先物外国為替取引)、取引残高報告書(通貨オプション、金利関連デリバティブ取引)に記載される時価評価額に乖離が生じた場合には、先物予約残高および時価評価のお知らせ、取引残高報告書記載の数値を正として取り扱うものとします。

以上